

厚生労働省
東京労働局発表
平成 26 年 2 月 13 日

担
当

東京労働局労働保険徴収部
適用・事務組合課
課長 松井 義憲
適用指導官 大杉 恭美
電話 03-3512-1628
F A X 03-3512-1563

加入もれゼロ宣言!!

企業を支える短時間就労者をセーフティネットで守りましょう

～初の説明会開催!「法改正」に乗り遅れない防止対策等を解説～

企業が必要とする人材も多様化し、正社員、パート、アルバイト、契約社員など呼称を問わず、その働き方も多様化しています。

厚生労働省では、非正規雇用の労働者の雇用の安定や処遇の改善を図り、「頑張る人が報われる社会」の実現を目指し、法制面での対応等取組を推進しています。

労働者を雇用する事業主の皆様には、いわゆる「労災保険」と「雇用保険」を総称した「労働保険」について、労働者にとっての重要なセーフティネットと位置づけ、その事業に要する費用にあてるため、労働保険徴収法に基づき労働保険料の申告納付をいただいでおり、これら関係法令の遵守徹底が求められているところです。

東京労働局(局長 伊岐典子)では、企業の本社が数多く所在するという東京労働局管内の特性を活かし、短時間就労者を多く雇用する可能性の高い企業を対象に、「短時間就労者に係る労働保険の適正加入説明会」を初めて開催することにいたしました。

この説明会では、「改正労働契約法」、「雇用保険被保険者の資格取得要件と手続き」、「申告内容の見直しと加入もれ防止対策」、「社会保険の適用」を分かりやすく解説します。

開催日時 平成 26 年 2 月 25 日(火) 14 時 00 分～15 時 10 分

開催場所 千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 11 階共用会議室 1-1～1-3

参加予定企業 131 社

問い合わせ先 東京労働局労働保険徴収部 適用・事務組合課 適用指導班
03-3512-1628 までお願いします。